

2

県南保健福祉事務所
 監査対象年度 平成22年度
 監査実施年月日 平成23年11月8日

指 摘 事 項	措 置 状 況						
<p>「指摘事項」 超過勤務手当の支給に著しく適切でないものがある。 「事実」 職員Aほか23名に係る超過勤務手当について、支給されていないものがある。</p> <table border="1"> <tr> <td>正当支給額</td> <td>167,586円</td> </tr> <tr> <td>既支給額</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>不足支給額</td> <td>167,586円</td> </tr> </table> <p>「是正・改善の意見」 超過勤務手当の支給に当たっては、支給要件等を十分確認するとともにチェック体制を強化し、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	正当支給額	167,586円	既支給額	0円	不足支給額	167,586円	<p>今回の超過勤務手当の不足については、所定の追給手続を経て適正に処理いたしました(平成24年2月8日支給済)。また、職員に対して、関係規程を遵守するよう所内研修等において周知及び指導を行うとともに、業務の進捗状況管理及び超過勤務のチェック体制を強化し、超過勤務手当の適正な執行を行うよう取り組んでまいります。</p>
正当支給額	167,586円						
既支給額	0円						
不足支給額	167,586円						

(監査総務課)